

会費の納入方法について

1 会費の額と納期限

会費月額 6 千円を 3 か月分 (1 万 8 千円) 全納

第 1 期	4 月分から	6 月分の会費	4 月末日
第 2 期	7 月分から	9 月分の会費	7 月末日
第 3 期	10 月分から	12 月分の会費	10 月末日
第 4 期	1 月分から	3 月分の会費	1 月末日

2 会費を納入する方法

1. 銀行などの金融機関からの振込

(手数料は会員負担です。)

2. 郵便局の郵便振替による振込

(手数料は会員負担です。)

3. 郵便貯金からの自動振込

納期限の当日、郵便貯金から自動的に振り込まれます。

手数料 30 円は本会で負担いたしますので、便利な「郵便貯金からの自動払込」をご利用願います。

左記の「会費の郵便貯金からの自動払込制度申込書」に記入の上、申込をしてください。

郵便貯金振込、自動払込ともにご依頼人名、振込人名は「行政書士の登録をしている個人名」でお願いします。また、銀行振込の場合は「会員番号」も入力して下さい。事務所名、会社名のみではシステム上入金処理ができませんので、ご了承下さい。

会費の郵便貯金からの自動払込制度利用申込書

貯金通帳

記 号

番 号

住 所

切
り
取
り
線

上記の通り申し込みます

平成 年 月 日

氏名

印

平成 20 年 4 月 14 日

経理部からのお知らせ

会費自動引落とし制度の利用について（お願い）

北海道行政書士会の会費の納入方法につきましては、北洋銀行、及び北海道銀行振込のほか、ゆうちょ銀行振込があります。いずれも振込先の口座番号は本会封筒に記載されております。

経理部では、**経費削減（手数料本会負担 30 円のみで会費負担 0 円）と振込のお手数を省く点から、ゆうちょ銀行の自動引落としをお薦めしております**ので、ご利用されまよう、お願い申し上げます。

ご利用いただける方には、（会員が近くの郵便局に提出する）「自動払込利用申込書」をお送りしますので、別添の「会費の郵便貯金からの自動払込制度利用申込書」を事務局まで FAX 送信又は郵送（本会 FAX 011-281-4138）してください。

振込金額 5 万円未満 = 手数料 130 円（窓口扱い）

80 円（ATM 扱い）

※因みに、一般銀行の ATM 利用振込手数料は自行 108 円、他行 432 円です。